○総務省令第三十一号

電 波法 (昭和二十五年法律第百三十一号)を実施するため、 電波法施行規則及び無線局免許手続規

平

則

の 一

部を改正する省令を次のように定める。

成二十五年三月二十八 日

総務大臣 新藤 義孝

電 波法 施 行 規 則 0 部改 Ē

電波

(法施)

行

規則及び

無線

局

|免許手続規則の一部を改正する省令

第一条 電波法施行規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号) の一部を次のように改正する

別表第二号の二の三中 「皿啓」の次に 「及び通 事項」 を加 える。

別表第二号の二の四 0 2(3)及び(4)中 「無線局の」 を削り、 同 2中(9)を(10)とし、 (5)から(8)までを(6)

から(9)までとし、 (4)の次に次のように加える。

(5)通信 事項

別表第二号の二の四注3(1)中「(5)」を「(6)」に改め、 「免許等の番号及び」の次に 一种 点 田港

びに」を加え、 同注 3②中「(3)の浦谿周」を「(3)」に、 「第11条の2の5」や「第11条の2 0 വ

徭 1項各号又は第2項各号」に改め、 同注33を次のように改める。

(3)П 111 (4)の目的は、 ユニティ放送)) J 又は「一般業務用」のように記載するこ 「電気通信業務用」、 「公共業務用」、 「基幹放送用 $\overset{\circ}{\smile}$ (超短波放送

同注34を同注35とし、同注33の次に次のように加える。 **浀門の」を「兇꽊浀門」に改め、同注3⑤を同注3⑥とし、同注3④中「(6)」を「(7)」に改め、** に改め、 別表第二号の二の四注3億中「(5)」を「(6)」に、「(7)」を「(8)」に、「記載」を「 同注3億を同注37とし、 同注35中「(7)」を「(8)」に、「(8)」を「(9)」に、 記載」 「免許

(4)(5)の通信事項は、 気事業に関する事項」 「電気通信業務に関する事項」、 又は「一般業務用通信に関する事項」のように記載するこ 「防災行政事務に関する事項」

から⑥までとし、②の次に次のように加える。 別表第二号の二の五 $\overset{\circ}{\sim}$ の2(1)及び(2)中 「無繰馬の」 を削り、 同2中(6を7)とし、 (3)から(5)までを(4)

(3) 通信事項

(無線局免許手続規則の一部改正)

無線局免許手続規則 (昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号) の一部を次のように改正

する。

一ドを補完する基幹放送の種類コードを含む。)」を加える。

別表第二号の三第2の表中「鱈郷な辮谿用」を「鱈郷浦灘牃谿用」に改める。

附則

この省令は、平成二十六年五月七日から施行する。